多重債務者がいない社会を

はじめに

多重債務問題解決には、一番市民に身近な行政(市役所)が果たす役割が最も重要であり、多重債務者掘り起こしの為に、行政内部の関係部署間の連携の強化などが課題です。

小林市議は、貧困大国日本の現状や多重債務者の現状を踏まえ、加山市長に対し、12月議会で一般質問をしました。

加山市長は、「今後、収納部門の相談窓口等を中心に、早期発見ネットワーク の庁内会議を設置し、早期発見・債務整理の促進支援をする」と答弁しました。 以下、小林市議の主張の要旨です。

貧困大国 • 日本

1億総中流の高度成長時代は、遥か彼方の空遠くなりにけり・・・・。

バブル崩壊から20年後の今は、ワーキングプア「働けど貧困」層が400万世帯、非正規社員が1600万人、生活保護利用者が150万人、潜在的生活保護対象者は600万人、貯蓄0世帯は平成元年が3.3%、なんと平成18年は22.9%という有様です。

更に、ジニ係数(経済格差指標)は、0.314、貧困率は15.3%であり、日本の人口(1億2700万人)から、約2000万人が貧困層という現実です。

日本は、いまや先進国の中では、アメリカにつぐ貧困大国、最早日本は、経 済大国ではありません。

平成17年の自己破産者は18万人、平成16年度の自殺者3.2万人中経済苦・生活苦の自殺者は、8000人ともいわれています。

富士山麓の青木ヶ原樹海には、「借金苦による自殺防止」の看板が設置されているほど多重債務問題は、「命」の問題であり深刻化しています。

利用者の3割は、過払=返済不要

以外と思われるかも知れませんが、サラ金からの借金の原因は、ギャンブルは1割位で、生活費補てんが5割以上を占め、貧困の反映です。

本来、国や自治体が福祉政策として提供すべき、社会保障や公的融資制度の不備に、サラ金がつけ入った結果ともいえます。

現在、サラ金利用者は約1400万人、貸付残高は14.2兆円、多重債務者といわれる5件以上の利用者は約230万人、平均借入額は230万円です。平均利用期間は6.2年、10年以上利用者は28%ですから、法定金利(15%から20%)で計算をすれば、利用者の35%(約500万人)は、返しすぎの過払者で、債務整理をすれば返済不要で、逆に過払金を返して貰えることになります。

一般的には、サラ金利用期間が5年から7年で残高0円、10年以上なら過払の可能性があります。

市内過払い者≒3万人

市内の返済不要額≒年77億円

多重債務問題に対して、「借金問題であり個人的問題で、しかも多重債務者は 安易に借入を重ねた人で、計画性のないだらしない人」という、私達にありが ちな根強い固定観念(負のイメージ)からの脱却が必要です。

多重債務者は、サラ金三悪「高金利・過剰融資・過酷な取立」の被害者であり、 過酷な取立に怯えサラ金の返済を優先し、税金等は払いたくても払えない状況 です。

230万人いる多重債務者中1割から2割(約30万人)しか法律家に相談 せず、残りの200万人は誰にも相談できずに、精神的に追い詰められ一人で 悩んでいます。

サラ金の残高などを、人口で換算すれば、相模原市内で約3万人が年間77 億円もの金利を、過払いと知らずに返済し続けています。

債務整理で生活再建を

この支払不要金利(年額77億円)を、サラ金の利益に貢献させるのか、本人(3万人)の生活再建に役立てるのかが問われています。

サラ金被害の解消は、自殺防止・家庭崩壊防止の点でも効果があり、地域の 消費拡大など安心安全の町づくりにも副次的効果があります。

今後、収納部門(税金・国保・給食・住宅など)の相談窓口等で関係部署の連携により、返還された過払金を滞納した税金等に充てることが可能です。

秋田県の県営住宅では、担当者の親身の取り組みで、収納率が87%から99%へ向上したそうです。

地方自治の役割は、福祉の増進が基本ですから、深刻な被害状況にある多重 債務者を積極的に掘り起こし、解決の為の援助が求められています。

多重債務問題の取組により、市役所が本当に「市民に役に立つ所」と認識され、市役所への信頼性が向上し、担当者は市民から感謝され、更に仕事の意欲が出ることは間違いありません。

債務整理の豆知識

専門家(弁護士・司法書士)からの受任通知で、取り立ては嘘のように止まり、過酷な取立てからやっと解放されます。

1 ヶ月から 2 ヶ月ぐらいで取引履歴が開示され、それまでの約定金利(高金利)から法定金利(1 5 %、1 8 %、2 0 %)に引き直し計算で、「残高・過払額」が判明します。

現在の借入だけでなく、過去10年前までの完済分も債務整理の対象になります。

経験上、返済期間(利用期間)が、5年から7年あれば残高が0、7年以上であれば過払になる可能性が有ります。

①残額があれば、今後はその残額のみ(利息なし)を、3年から5年の分割などで返済し、分割返済が不可能であれば、民事再生・破産を検討します。

破産は、ギャンブルなどがあっても裁量免責の余地もあり、多く(95%) が免責になり、生活保護者なら金額が少なくても免責になります。

②過払いなら、返還の請求をしますが、過払金(元金)の8割から9割なら 任意の和解が可能です。

返還されたお金を、健康保険税・税金に充てれば、滞納者が納税者に変身できます。

又、ヤミ金は犯罪(契約自体無効)ですから元金の返済も不要で、毅然とすれば恐れる必要はありません。